

日本生協連が2013年11月27日に消費者庁に提出した「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（案）」について意見募集の結果が公表されましたのでお知らせします。

＜日本生協連意見＞

- ・本留意事項が活用され、いわゆる健康食品の表示の適正化が促進することを期待します。

＜消費者庁回答＞

- ・消費者庁では、いわゆる健康食品の虚偽誇大広告に対し、景品表示法及び健康増進法による厳正な執行を行います。

＜日本生協連意見＞

- ・留意事項は違反および指導事例の蓄積とともに定期的に更新し、常に市場実態に即したのものとなるように努められることを要望します。

＜消費者庁回答＞

- ・本留意事項は、今後、いわゆる健康食品に関する監視指導等の実情を踏まえ、内容の更新を行う予定です。

＜日本生協連意見＞

- ・栄養機能食品は留意事項の対象商品に含めるべきと考えます。

＜消費者庁回答＞

- ・健康増進法に基づく許可又は承認を受けた特定保健用食品であっても、許可又は承認を受けた範囲を超える表示を行う場合、また、栄養機能食品において、国が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示や、特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行う場合などには、当該表示が景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあり、本留意事項の対象となる旨、修正しました。

＜日本生協連意見＞

- ・「違反となる表示例」に示された表示は、表示すべきではないのか、もしくは、実際にその効果が得られる場合、あるいは合理的な根拠がある場合には表示しても良いのかが曖昧であることから、表示例の取り扱いを明確にすることを要望します。

＜消費者庁回答＞

(直接の回答は得られませんでした)

＜日本生協連意見＞

- ・「違反となる表示例」には、薬事法においても問題となることが考えられる表示も数多くあります。健康増進法、景品表示法のみならず、薬事法の担当部局間の連携を図ることにより、いわゆる健康食品の表示の適正化について有機的な行政指導や法執行が促進されることを要望します。

＜消費者庁回答＞

(直接の回答は得られませんでした)

添付資料

1. 日本生協連が消費者庁に提出した意見とその回答

資料 1. 日本生協連が消費者庁に提出した意見とその回答

消費者庁は提出された意見を類型化、要約したものに対する考え方を示しています。以下の表において、「日本生協連の意見」の欄の下部の（カッコ内）に、消費者庁が類型化、要約した意見を示しました。

日本生協連の意見	消費者庁の回答（意見に対する考え方）
<p>(1) 留意事項の公表について 本留意事項が活用され、「健康食品」の表示の適正化が促進することを期待します。 （本留意事項が適正に運用され、表示の適正化が促進されることを期待する。）</p>	<p>消費者庁では、いわゆる健康食品の虚偽誇大広告に対し、景品表示法及び健康増進法による厳正な執行を行います。</p>
<p>(2) 留意事項の定期的な更新について 違反および指導事例の蓄積とともに定期的に更新し、常に市場実態に即したものとなるように努められることを要望します。 （違反及び指導事例の蓄積とともに違反事例等の情報の更新を要望する。）</p>	<p>本留意事項は、今後、いわゆる健康食品に関する監視指導等の実情を踏まえ、内容の更新を行う予定です。</p>
<p>(3) 対象商品について 保健機能食品のうち、特に表示について許可を得る必要のない栄養機能食品においては、規格基準に合致した栄養成分以外の成分について、健康保持増進効果を表示する広告がみられることから、栄養機能食品は留意事項の対象商品に含めるべきと考えます。 （景品表示法で規定される優良誤認表示又は健康増進法で規定される虚偽誇大広告は「いわゆる健康食品」だけではなく、特定保健用食品及び栄養機能食品も対象となるため、例えば、特定保健用食品についても許可された範囲を超える内容の広告その他の表示は、景品表示法の不当表示及び健康増進法上の虚偽誇大広告に該当する旨を明記すべきである。）</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2の2を次のとおり修正しました。</p> <p>2 いわゆる健康食品 本留意事項の対象となる商品は、「いわゆる健康食品」である。 （中略） 健康増進法第26条の規定に基づく許可又は同法第29条に基づく承認を受けた表示内容を表示する特定保健用食品及び食品衛生法第19条に基づく基準に従った表示内容を表示する栄養機能食品については、当該表示が景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれはない。したがって、本留意事項では、健康食品から保健機能食品を除いた「いわゆる健康食品」を対象商品としている。ただし、健康増進法に基づく許可又は承認を受けた特定保健用食品であっても、許可又は承認を受けた範囲を超える表示を行う場合、また、栄養機能食品において、国が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示や、特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行う場合などには、当該表示が景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあり、本留意事項の対象となる。</p>

<p>(4) 違反となる表示例について</p> <p>「違反となる表示例」に示された表示は、表示すべきではないのか、もしくは、実際にその効果が得られる場合、あるいは合理的な根拠がある場合には表示しても良いのかが曖昧であることから、表示例の取り扱いを明確にすることを要望します。</p>	<p>回答なし</p> <p>(参考：「本留意事項案第4の1(2)において、「なお、当該効果の裏付けとなる合理的根拠がない場合は、景品表示法上の不当表示(優良誤認表示)とみなされる。」とされているが、「合理的根拠」についての考え方を示すべきではないか。」との意見への回答)</p> <p>「不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針－不実証広告規制に関する指針－(平成15年10月28日公正取引委員会)」において、景品表示法における合理的な根拠についての考え方が示されており、表示の裏付けとなる合理的な根拠といえるためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること ② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること <p>の2つの要件を満たしている必要があります。</p>
<p>(5) 他の行政機関との連携について</p> <p>「違反となる表示例」には、薬事法においても問題となることが考えられる表示も数多くあります。健康増進法、景品表示法のみならず、薬事法の担当部局間の連携を図ることにより、いわゆる健康食品の表示の適正化について有機的な行政指導や法執行が促進されることを要望します。</p>	<p>回答なし</p> <p>(参考：「いわゆる健康食品に関しては、薬事法の規制対象にもなるため、景品表示法及び健康増進法のほか薬事法上の観点からの説明を追加していただきたい」との意見への回答)</p> <p>御指摘を踏まえ、第2の3(3)の後に次のとおり説明を加えました。</p> <p>3 健康保持増進効果等</p> <p>なお、前記(1)アからウまで及び(3)のような医薬品的な効果効能を標ぼうするものは、薬事法上の医薬品とみなされ、野菜、果物、菓子、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識される物及び健康増進法第26条の規定に基づき許可を受けた表示内容を表示する特別用途食品を除き、薬事法上の承認又は認証を受けずにその名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告を</p>

	<p>してはならない（薬事法第 68 条）。したがって、前記(1)アからウまで及び(3)に掲げる健康保持増進効果等の表示は、当該表示が著しく事実に相違するものであるか、著しく人を誤認させる表示であるかを問わず、薬事法上禁止される表示に該当する。</p>
--	--

以上